

◎新潟県告示第664号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定し、地方税の収納の事務を委託した。

令和6年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定及び委託を受けた者
新潟県新潟市江南区亀田早通字川根2936
一般社団法人 全国軽自動車協会連合会新潟事務所
- 2 委託に係る徴収金
地方税法（昭和25年法律第226号）附則第29条の12に規定する新潟県に納付される軽自動車税に係る徴収金
- 3 指定をした日及び委託をした日
令和6年4月1日